

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和5年3月30日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官  
(説明員) (公平審査局)  
荒井局長、鈴木審議官、原田首席審理官、森川主任審理官、  
奈良間首席審理官、吉田審理官、工藤審理官、森事務官

### 議題

- 1 災害補償審査申立事案に関する判定  
令和3年第14号事案  
申立内容：傷病等級の決定要求
- 2 給与審査申立事案に関する決定  
令和4年第3号等併合事案  
申立内容：令和3年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定  
令和4年1月1日付け昇給のより上位の昇給区分への決定  
令和4年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
- 3 給与審査申立事案に関する決定  
令和4年第7号事案  
申立内容：令和3年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
- 4 給与審査申立事案に関する決定  
令和4年第25号等併合事案  
申立内容：令和3年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定  
令和4年1月1日付け昇給のより上位の昇給区分への決定

### 議事の概要

- 議題1「令和3年第14号事案」について、担当局から、申立人が発症した精神疾患による障害の状態が、傷病等級に該当するものと決定すべきであるとして、申立てを容認することが適当であると説明があった。同事案については、担当局の説明のとおり、三人事官一致で議決された。

- 議題2「令和4年第3号等併合事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定及び昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題3「令和4年第7号事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題4「令和4年第25号等併合事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定及び昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。